

事務連絡
平成15年7月30日

日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

健康診断時及び予防接種の費用について

標記について、別添のとおり各地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。



事務連絡
平成 15 年 7 月 30 日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

健康診断時及び予防接種の費用について

標記については、保険医療機関及び保険医療療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)等により取り扱われているところですが、今般、下記のとおり取扱いを明確化しましたので、関係者に対し、遺漏のないよう周知徹底をお願いします。

記

1. 健康診断時の内視鏡検査により病変を発見し、引き続き、その内視鏡を使用して治療を開始した場合においては、その治療は療養の給付として行われるものであるため、保険医療機関は内視鏡下生検法、病理組織顕微鏡検査、内視鏡を使用した手術など治療の費用を保険請求することができる。

なお、内視鏡を使用した手術の所定点数には内視鏡検査の費用が含まれていることから、内視鏡を使用した手術の費用を保険請求する場合には、健康診断としての内視鏡検査の費用の支払を受けることはできない。

2. 入院患者に対する予防接種については、当該患者の罹患予防等の観点から実施されるものであって、療養の給付として行われるものではないことから、外来患者に対する予防接種と同様に、患者からその費用の支払を受けることができる。